

社会福祉法人 特別区社会福祉事業団  
評議員の報酬等の支給の基準について

1 評議員の報酬等について

(1) 評議員の報酬の支給の基準について

以下の表のとおりとする

勤務形態	報酬の算定方法	支給方法	支給形態
非常勤	○評議員 ・評議員会出席 1 回につき 18,000 円 ・設置団体の「附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」及び管理者決定に準拠し算定した。	・出席の都度 ・現金支給	・現金

(2) 報酬を支給しない評議員について

以下の評議員には、報酬を支給しない。

- ① 地域福祉関係者 ・特別区社会福祉協議会事務局長

(3) 評議員の費用弁償について

評議員が、評議員会等その職務のために特別区内を旅行したときは、日額旅費として 2,000 円を支給する。

2 規程の整備について

上記の基準等が第 1 回評議員会で承認されれば、現行の「役員等の報酬・費用弁償等に関する規則」の改正案を同日開催の第 3 回理事会に諮る。